AC長野パルセイロ後援会総括事務局設置規約

(名称)

第1条　この組織は、AC長野パルセイロ後援会総括事務局(以下「総括事務局」という)と称する。

(所在地)

第2条　この総括事務局を次の所在地に置く。

長野市中御所1-53 (株)ながのアド・ビューロ内

(目的)

第3条　この総括事務局は、長野県東北信地域に設置されるAC長野パルセイロ後援会(以下「各後援会」という。)の連携を図ること及び共通する事務を処理することを目的とする。

(事業)

第4条　この総括事務局は、第3条の目的を達成するため、各後援会事務局から共通事務について事務委託を受けて次の事業を行う。

(1)会員の募集及び会費収納に関すること。

(2)共通印刷物等の作成に関すること。

(3)その他総括事務局で実施することで簡素化できる事務など。

(構成員)

第5条　この総括事務局は、各後援会事務局長で構成する。

(役員)

第6条　この総括事務局に次の役員を置く。

(1) 事務総長　1名

(2) 事務次長　1名

(3) 幹事　若干名

(4) 監事　2名以内

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第7条　この役員会は、次の業務を行う。

(1) 各後援会の事業計画及び収支予算についての事前調整。

(2) 総括事務局の事業計画・事業報告及び収支予算・決算に関すること。

(3) 第6条に規定する役員の選出。

2 役員会の議長は、長野(仮称)後援会事務局長がその任にあたる。

3 決議事項は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところよる。

(事業年度及び経理)

第8条　この総括事務局の事業年度は、毎年7月1日から始まり、翌年6月30日に終わる。

第9条　第4の受託事業に関する金銭の取り扱いについては、別途定める。

(事務局)

第10条　事務局に次の局員を置く。

(1) 事務局長　1名

(2) 局員　若干名

2 この事務局は、第4条の事業を行うほか、各後援会会長で構成する連絡会議の事務を行う。

(覚書)

第11条　第4条の事業を実施にあたり、当該後援会長と事務総長との間で覚書を取り交わすものとする。

(附則)

第12条　この規約は、設立の日(平成25年4月26日)から施行する。

第13条　この総括事務局の設立当初の役員は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は平成27年6月30日までとする。

(別紙)

AC長野パルセイロ後援会総括事務局役員名簿

（平成29年8月1日現在）

	定数	氏名	後援会役職	所属団体名	所属団体役職
事務総長	1	小山　耕一郎	（AC長野パルセイロ取締役）	㈱ながのアド・ビューロ	営業推進本部参与
事務次長	1	－	－	－	－
幹事	若干名	岡沢　忠博	長野後援会事務局長	長野商工会議所	専務理事
		－	－	－	－
監事	2名以内	徳武　高久	長野後援会事務局次長	長野商工会議所	理事・事務局長
		植原　英子	長野後援会事務局員	長野県商工会連合会	北信支所長

	定数	氏名	後援会役職	所属団体名	所属団体役職
兼事務総長	1	小山　耕一郎	（事務総長）	㈱ながのアド・ビューロ	営業推進本部参与
局員	若干名	島田　光雄	長野後援会事務局員	長野商工会議所篠ノ井支所	指導課長補佐
		今井　寛	長野後援会事務局員	長野商工会議所	指導課長補佐
		関　由美	長野後援会事務局員	長野商工会議所総務部	総務課長補佐